

日本手話学会会員細則

[本細則について]

1. 本細則は、日本手話学会会則(以下会則)第 6 条～第 10 条に基づいて、会員に関わる事項について定めるものである。

[入会金・会費]

2. 会則第 7 条に基づいて入会を申し込んだものは、下記の入会金を支払わねばならない。
 - (1) 一般会員・学生会員・賛助会員・名誉会員 無料
3. 会則第 8 条に定める会費は以下の通りとする
 - (1) 一般会員 10,000 円
 - (2) 学生会員 5,000 円
 - (3) 賛助会員 50,000 円
 - (4) ニュースレター郵送料 2000 円
4. 会則第 8 条第 1 項の定めるところにより、名誉会員は会費を納めることを要しない。

[会員の権利]

5. 会員は以下の権利を有する
 - (1) 会則第 4 条第 1 項の定めにより開催される各種行事への参加、および、これらでの発表
 - (2) 会則第 4 条第 2 項の定めにより刊行される機関誌への投稿、および、当該年度に発行された機関誌の取得。
 - (3) 会則第 4 条の定めにより行われる各種事業への参加
 - (4) 学会の運営するメーリングリストへの参加
 - (5) 会則第 12 条の定める役員選挙への選挙権・被選挙権の行使

[変更]

6. 本細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

本細則は 2010 年 12 月 13 日より施行する。

本細則は 2009 年 11 月 1 日より施行する。

入会申込書

日本手話学会会長 殿

下記の通り貴会への入会を希望致します。

会員番号(※学会記入欄)	
申込日	
フリガナ	
氏名	
所属	
郵便番号	
住所	
メールアドレス	
会員種別	一般 学生 賛助
(賛助会員の場合)口数	
ニュースレター受取方法	メール・郵送
	※ メールアドレスをお持ちの方は郵送会員をお選びいただけません
以下はアンケートです	
所属種別	大学・研究機関 / 福祉機関・団体 / その他 ()
職種	研究・教育職 / 学生 / その他 ()
使用言語	主に日本語 / 主に日本手話 / その他 ()
分類	ろう者 / 難聴者 / その他